

構想・計画案の作成過程全般に関する市の基本的考え方

審議会の設置

市では、平成 23 年度及び平成 24 年度に実施した第 2 次耐震診断で、本庁舎の 1 号館から 5 号館まで、いずれも必要とされる耐震性を有していないということが判明したことから、庁舎の建替えが喫緊の課題であると判断しました。

平成 25 年度には、庁内に庁舎建設プロジェクトチームを設置し、規模（延床面積）、事業費、位置、財源等の基礎的事項を調査・整理しました。

平成 26 年度には、防府市庁舎建設庁内検討委員会を設置するとともに、庁舎建設の課題等について様々な立場からの意見を伺い、幅広い視点から検討するため、学識経験者、各種団体推薦者、公募委員で構成する「防府市庁舎建設懇話会」を設置しました。

こうした審議会等の設置は、行政の公平性・中立性を担保するだけでなく、行政の専門化へ対応するとともに、さらに行政への市民参画の重要な手段の一つとして、必要な専門知識や市民委員などの情報を、市が行う事務・事業の実施等に反映させることを目的とします。

平成 27 年度には、防府市庁舎建設懇話会を発展させる形で「防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」を設置し、建設候補地の選定や庁舎建設基本構想・基本計画（案）（以下、「構想・計画案」という。）の内容等について検討していくこととしました。

なお、構想・計画案の策定体制の全体像については、構想・計画案 2 ページの図をご覧ください。

検討委員会の議事進行

検討委員会における議事進行は、その都度議題として審議され、委員間の合意を形成しながら進められました。

平成 27 年 8 月の第 1 回検討委員会では、「基本構想・基本計画策定までの進め方」を議題として、平成 27 年度中に建設候補地の検討を行い、平成 28 年度中に基本構想・基本計画の案を作成することとされました。

また、平成 27 年 10 月の第 2 回検討委員会では、建設候補地の「選定の進め方」を議題とし、候補地を 2 箇所絞り込んだ上で、さらに検討を加え、最終的に 1 箇所を選定するとともに、選定した建設用地における構想・計画案を作成することとされました。

候補地選定の視点

第1回検討委員会では、『防府市庁舎建設庁内検討委員会 建設・環境部会報告書』を議題とし、「候補地の基本的事項の整理」及び「候補地選定の視点」について協議するとともに、建設・環境部会が抽出していた4候補地（①現庁舎敷地②駅北公有地エリア③公会堂・文化福社会館敷地④市営中央町駐車場エリア）の用地特性などの検討に着手されました。

第2回検討委員会以降、庁舎の基本理念と建設候補地の評価ポイントとの関係性の整理や、評価項目の詳細などについて検討され、平成28年1月の第4回検討委員会では、5つの評価軸（「防災拠点としての対応」、「アクセス性と集まりやすさ」、「地域性・歴史性との関係」、「コンパクトシティの形成」、「経済的合理性」）を決定されるに至りました。

建設候補地の抽出

平成27年11月の第3回検討委員会では、建設候補地の前提条件及び抽出条件を確定されるとともに、建設候補地を「現庁舎敷地」と「駅北公有地エリア」の2箇所に絞り込まれました。

建設候補地の選定協議の延長

建設候補地の選定を、予定どおり平成27年度中に行うためには、第4回の検討委員会で意見を集約する必要がありましたが、今後の市政全般に関わる重要な事項であり、委員間にも拙速な判断は避けるべきとの空気がありました。

このため、検討委員会の委員長と事務局とで協議し、構想・計画案の策定作業の開始時期をどの程度遅らせることが可能か考慮したうえで、建設候補地を議題とする集中協議の期間を延長し、第4回から第6回までの計3回開催するスケジュール調整を行いました。

第4回検討委員会に先立って開催した勉強会では、検討資料中の秘匿すべき情報の開示・回収や協議スケジュールの調整の必要性についての説明を行なった経緯があります。

第4回検討委員会では、スケジュール調整案が了承されるとともに、事務局が提示した「現庁舎敷地」と「駅北公有地エリア」における想定概算事業費や建設スケジュールについて協議されるなど、2つの建設候補地における比較検討が具体化していきました。

併せて、平成28年4月の第5回検討委員会では、庁舎と「まちづくり」との関係り方について協議することが、平成28年5月の第6回検討委員会では、第

5回検討委員会の協議内容を含めて、候補地選定の案を事務局でまとめること、また、その案を協議して方向性を定めることが決められました。

意見集約

事務局では、第5回までの検討委員会などでの委員からの意見や、2つの建設候補地の特性などを取りまとめ、「5つの評価軸による候補地の特性・意見・評価（案）」という資料を作成しました。

この資料の中身は厚く詳細であり、また、これまで事務局が提示してきた様々な資料との照らし合わせも必要であったことから、第6回検討委員会に向け、別途、勉強会を開催し、資料の内容を一つひとつ追ってご理解賜るような確認を行っていただきました。

そして、第6回検討委員会では、上述の資料の協議を行ったうえで、事務局が案を提示するとしていた新庁舎の建設用地の選定についての意見書案について協議されました。

その中では、一部委員から、審議日程をさらに延長できないかといった趣旨の意見がありました。また、防災面や早期建設の視点から現庁舎敷地を望む声や、駅北公有地エリアを選定することへの明確な反対意見もありました。

一方、意見書案には、駅北公有地を選定するための条件として要望事項が盛り込まれていました。それは、「新庁舎建設までの間においても、災害時の本部機能を損なうことなく、業務の継続が可能になるよう、速やかな防災拠点としての対応を望む」と、「まちづくりの取組へつなげていくこと」の2点であり、これらが対応されることを前提としたいとされました。

「駅北公有地エリア」に意見集約される方向で協議が進んでいく中で、意見書案に示された「新庁舎の建設を長期的なまちづくりの取組へつなげ、市の発展を展望したいという意志と、その実現を希求する強い思い」に応え、事務局としても建設用地の選定後は、今年度中の課題として、市の発展が展望できるような計画を策定し、理解を求めていきたいとお話を差し上げました。

これを受け、会議を締めくくるに当たり、委員長が協議内容のまとめを行われ、そして、「駅北公有地エリア」を建設用地として選定する件について諮られて、意見の集約がなされたところです。

構想・計画案の作成

重たいご判断をいただきご労苦をお掛けした検討委員会の意思を市として十分に尊重して対応するため、「駅北公有地エリア」を建設用地とし、かつ、長期

的なまちづくりが展望できる構想・計画案を作成することとしました。

新庁舎建設の契機となった直接の要因は、現庁舎の老朽化や耐震性能の不足などであり、早期建替えが望まれることは言うに及びませんが、庁舎建設事業は防府市百年の大計と言っても過言ではない一大事業であることから、市としてのまちづくりの長期的な展望や将来構想をも見通すことのできるものでなければならぬと考え、検討委員会の意向を真摯に受け止めたビジョンの作成に努めたところであり、委員の皆様にもご理解をいただいたところです。

今後

市としては、曖昧で未確定要素の多い段階ではなく、少なくとも構想・計画が出来上がり、一定の考えをお示しできる形を持って、市民の皆様にご説明し、ご意見をお聴きしたいと考えてまいりました。

本庁舎を「駅北公有地エリア」に移転するためには、「防府市役所位置に関する条例」の改正を要し、改正には地方自治法第4条第3項の規定により、市議会において出席議員の三分の二以上の者の同意が必要となります。

そのためには、まず、市民の皆様にご理解いただくことが一番に必要なことと考えております。

このため、本年1月にはシンポジウムを開催するとともに、このたびのパブリックコメントも実施させていただきました。

今後、建設候補地の選定経緯をはじめ、構想・計画の内容等について、市内各地区で説明会等を開催し、市民の皆様のご意見をお聴きするとともに、丁寧にご説明し、ご理解を得てまいりたいと考えております。

市としては、これまで熱い情熱を傾けてきた先人たちの努力を無駄にすることなく、その資産を未来に活かしていけるよう、今を生きる者が知恵を絞ることが大切であると考えており、築き上げられてきた立派な街並みを誇りとして、さらに磨きをかけるとともに、後世に遺していけるよう未来志向で考え抜き、困難を恐れず、理想を目指して取組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。